

令和6年第2回定例会

(6月20日)

一般質問資料

(2回目以降)

自由民主党千葉市議会議員団
向 後 保 雄

令和6年 第2回定例会（6月20日）

2回目から一問一答

通告時間：20分（30分）

1.小学生の農業体験について

2回目以降は質問席から一問一答方式により質問をさせていただきます。

最初に、小学生の農業体験についてです。ご答弁ありがとうございます。農山村留学と5年生の移動教室が、同じようなことをやっているのので、移動教室に集約し農山村留学は廃止するとのことです。喜多方市の農業科の設置理由を説明させていただいたところですが本市の教育委員会もその重要性は理解した上で、移動教室に集約すると理解しました。

(質問2)

そこで、伺いますが、都小学校では、水の里公園において、米作り体験をしているとのことです。米作り体験はとても有意義なことと考えますが他の小学校では実施しているのでしょうか伺います。

<答弁2> (教育次長)

5年生の社会科や総合的な学習の時間を中心に、多くの学校で、学校内外にある田んぼやバケツの中に再現した小さな田んぼでの米作り体験をしています。

(質問3)

多くの小学校で、5年生の社会科等の時間に於いて学校内外にある田んぼや田んぼがないところではバ

ケツに田んぼを再現して米作りを体験しているとの事で理解致しました。次に、米作り以外に畑作体験については実施しているのか伺います。

< 答弁 3 > (教育次長)

生活科や理科、総合的な学習、委員会活動など様々な学習で行われております。多くの小学校でミニトマトやゴーヤ等の野菜作り、アサガオやヒマワリ、チューリップ等の花を栽培しています。

(要望)

畑作についても体験をしているとの事、ご答弁ありがとうございます。最後に所感と要望をさせていただきます。今回は、喜多方市小学校農業科について紹介させていただき、農作業の体験学習の大切さを述べさせていただきました。農作業の実体験を通して、自然との係わり合いの複雑さについて理解し、他の生き物と共存することの大切さを理解し、さらに食べることの意味と、生命の大切さを理解し、好き嫌いだけで食べ物を残したり、無造作に捨てたりすることをもう一度見つめなおして自らどうすべきか考え直すことのできる豊かな心の育成、大変なことでも諦めずに最後までやり遂げる社会性の育成、そして美味しい作物を栽培するために自ら学び行動する主体性の育成に移動教室のなかで、つなげていただくよう要望いたします。

2.本市の市税について

次に、本市の市税についての2回目の質問をいたします。ご答弁によれば、滞納繰越額が約43億950万円、不能欠損額が約2億5,480万円、滞納繰越額のうち不能欠損に至る割合が5.9%とのことでした。

滞納繰越額縮減のため、市税債権の回収に鋭意努力していると思いますが、

(質問2)

滞納者に対して強制執行を行っているのか。行っているのなら、何件行っているのか伺います。

<答弁2> (財政局長)

滞納者には、差押の予告を記載してある督促状を送付しておりますが、再三の催告にも関わらず、納付相談もなく市税滞納が続いている者については、自主納付が難しいと判断し、財産調査を行います。調査の結果、財産があるにもかかわらず納付がない者に対しては、差押処分や搜索を執行しております。

なお、令和4年度末の

差押件数は、5,830件

搜索件数は、89件です。

(質問3)

財産が有るにもかかわらず納付しない滞納者に対し

て積極的に強制執行している事はわかりました。

最近ですと、新型コロナウイルス感染症のため、一時に市税を納付することが困難な時は、徴収猶予が認められる場合もあるようですが、強制執行や財産調査の結果、滞納処分をすることができる財産がない場合の対応について伺います

< 答弁 3 > (財政局長)

財産調査等を十分に行い、滞納者が置かれている状況を的確に把握した上で、無財産、生活困窮など一定の事由があるときは、地方税法の規定により、滞納処分の執行停止を行っております。

(質問 4)

執行停止の要件については理解いたしました。生活困窮者であったり、滞納処分をする財産が無い等の場合には執行停止せざるを得ないとのことでした。

次に、償却資産に係る固定資産税について伺います。これも本市の市税収入の大きな部分であると考えております。わが会派の松坂議員が太陽光発電設備の償却資産要申告者の把握について、経済産業省の資料提供によれば把握可能とのこと、順調に要申告者の把握が進んでいると聞いていますが、太陽光発電以外の償却資産要申告者の把握については、税務署の資料を閲覧することによって把握が可能との認識を持っていま

すが、要申告者の把握をどのように行っているのか伺います。

< 答弁 4 > (財 政 局 長)

償却資産の申告が必要な者の把握方法ですが、法人の設立・設置の届出、各種事業に係る営業許可、登記などの各種情報の活用により、新たに償却資産を取得した可能性のある事業者を捕捉しております。

(質 問 5)

税務署の資料だけでなく、様々な情報を活用していることを理解いたしました。

引き続き地道に課税客体の把握に努めていただきたいと思います。

視点を変えて、市税徴収率について伺いたいと思います。令和5年度千葉市税務統計の参考資料の中に、平成30年度から令和4年度までの過去5年間の市税徴収率が示されておりますが、プロジェクターをご覧くださいと思います。本市の市税徴収率は、政令市の中でも低い水準となっております。主な税目を見ますと、法人市民税は、政令市の中でも高い水準であるのに対し、個人住民税は、低い水準となっております。個人住民税の徴収率が低いことについて当局の見解を伺います。

< 答弁 5 > (財政局長)

近年の物価の高騰などにより、厳しい生活環境にある滞納者については、滞納市税の完納に向け、毎月の収支状況を聴き取り、納付資力を的確に見極めた上で、生活実態に応じた納税相談を丁寧に実施し納付につなげております。

そのため個人住民税の滞納繰越が増えており、滞納繰越の徴収額は他市と比べ遜色ないものの、徴収率が低い水準となっていると考えております。

(質問 6)

納付できるのに納付しない者に対しては、先ほどのご答弁のように強制執行等をして回収しているとのことですが、個人住民税の徴収率が低いのは納付相談等を丁寧に実施している影響とのご答弁ですが、市税徴収率を向上させる取組みについて当局の見解を伺います。

< 答弁 6 > (財政局長)

市税徴収率を向上させる取組みとして、納期内納付率の高い口座振替の加入を促進するため、Web口座振替受付サービスの対象金融機関を15行へ拡大する他、新規加入者に対して地域ポイントを付与する取組みを行っております。

また、千葉市役所納付推進センターに対する委託内

容について強化するなど、効率的に事務を執行できる体制を構築しながら、引き続き滞納繰越額の縮減、並びに徴収率の向上に努めて参ります。

(要望)

市税収入は、本市の歳入の4割弱、自主財源の8割弱を占めておりますので、重要です。滞納者に対しては早めの督促対応が重要だと考えます。執行停止の要件を満たしたため不能欠損となるのは仕方ないとして、市税の収率額を増やすことは重要な課題であると思っておりますので引き続き鋭意努力をお願いします。また、償却資産に係る固定資産税については、真面目に申告をしている納税者が馬鹿を見ることの無いように、要申告者の把握、課税客体の把握を地道に実施していただくことを要望いたします。

3. 保育所、小中学校の給食食材の発注業務と請求書発行業務の電子化の実施状況について

最後に、保育所、小中学校の給食食材の発注業務と請求書発行業務の電子化の実施状況について伺います。

ご答弁ありがとうございました。ご答弁によると、電子化がほとんど進んでいないと理解いたしました。

(質問 2)

そこで伺いますが、取引業者さんにはどのように広報したのでしょうか、また何回広報したのでしょうかお示しくください。

< 答弁 2 > (教育次長)

令和 5 年 1 月から請求書への押印省略が可能となり、電子メール等での請求書提出ができることについて、令和 4 年 1 2 月から市ホームページに掲載し広く周知したほか、全給食食材納入業者に対して、令和 5 年 1 月に文書により周知しております。

(質問 3)

電子化が進んでいない現状では、市のホームページも見ない可能性が大きいですし、文章では、見落とす方も多いため、1 回だけではなく、何度もあらゆる場面でお知らせするべきだと考えます。実際私に請求書発行業務の電子化を希望された業者さんからまだ電子

化されていないのですか？との問い合わせが最近あったくらいですから知られていないということだと思います。

そこで伺いますが、日本は、デジタル化が遅れているとよく言われております。電子化を実施している業者が少ないというご答弁をいただきました。そして、発注業務はファックスでしているとのことですが、これを電子化することについての当局の見解を伺います。

< 答弁 3 > (教育次長)

市の発注業務につきましても、給食食材納入業者の個々の希望に応じて電子メールなどの電子化が可能であることを周知しておりますが、大多数はこれまでどおり FAX での発注を行っております。

発注業務の電子化につきましては、今後も定期的に電子メールなどによる発注が可能であることを周知するとともに、事業者の意向を踏まえて、対応を図る必要があると考えております。

(質問 4)

ご答弁ありがとうございます。事業者の意向は確かに大事であります。しかし業者さんの意向を聞いていたらいつまでも電子化は進まないと考えます。本市として電子化を進める意向があることを積極的に伝え、応じてもらう必要があると考えます。そこで、さらに

本市としてのデジタル化への考え方について伺います。

< 答 弁 4 > (総 務 局 長)

本市は、令和4年3月に行政デジタル化の基本的な考え方や分野ごとの取組方針、推進体制等を示す「千葉県行政デジタル化推進指針」を策定しております。

本指針は、デジタル技術を積極的に活用することで、質の高い行政サービスを持続的に提供し、多様な行政ニーズに応える「あなたに寄り添うデジタル化」を目指し、行政のデジタル化の取組みを進めることとしております。

本指針を踏まえ、利用者の利便性を考慮した上で、各種手続のオンライン申請を可能とする等、適切なデジタル化を進めて参ります。

(要 望)

ご答弁によれば、現在 f a x で行っているものを電子メールに切り替えることは可能との事です。令和6年1月からは電子帳簿保存法が本格実施されております。中小企業・小規模事業者等の業務効率化や DX の推進、セキュリティ対策に向けた IT ツール等の導入費用を支援するものとして、令和5年度補正予算において「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業」として本年2月16日から申請受付が開始されております。デジタル化に向けて、最大450万円の補助金が使える状況で

す。デジタル化に向けた支援環境は整っています。本市のデジタル化への意向を業者さんに理解いただき、積極的にデジタル化に移行すべきと考えます。業者によってはメールがないところもあるという事ですので、このような業者さんに対しては今まで通りの f a x 対応もやむをえませんが、十分な準備期間を設けたうえで、デジタル化への移行期限を示して、発注業務・請求業務の電子化・デジタル化を進めていただくことを強く要望して私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。